



報道発表資料

報道関係者各位

令和7年11月19日（水）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 高橋 里歩

電話 023 - 624 - 8224

山形県特定（産業別）最低賃金を引上げ —12月23日から効力発生—

山形労働局長（局長：島田博和^{しまだひろかず}）は、山形県最低賃金（時間額1,032円）を上回る額で設定される3つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、山形地方最低賃金審議会（会長：本間佳子^{ほんまよしこ}）の答申を受けて改正に伴う諸手続を行い、11月18日付け及び11月19日付けの官報に公示しました。

これにより、本年12月23日から、山形県内の3つの産業で事業を営む使用者（約525事業場）及びその産業の労働者（約26,060人）に、改正後の山形県特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添参照）

なお、自動車整備業最低賃金は、現行時間額1,017円であるため、本年12月23日からは山形県最低賃金の改正時間額1,032円が適用されることについてご注意ください。